れたが、 自在な技が求められるゆえんであろう。ただし、天神真楊流の乱捕技には絞技と関節技は となり、 昔の柔術でも力は必要であったといえる。 抑込技の記載はなく、 進歩しなかったようである。 当時はまだ横四方固や袈裟固などの抑込技は存在しなかったの 今日の柔道でも、 しかし、 技が未熟のうちに力ばかり用いると力み 力は必要とされるが、 力み 0 な £ 1 ひみら 変幻

嘉納の乱取開発

嘉納は「形」と乱取の二つの稽古法を採用する。両流派柔術とも比較的乱捕は行われていたが、 明治に入り近代化が叫ばれる中、これまでの柔術の乱捕のままでは普及がおぼつかなくな とに重きを置くことにした。そして明治三十三年制定の「講道館柔道乱捕試合審判規程」に、 「仰向けに」「相当の『ハズミ』または勢いを以て」倒すことが「一本」の条件として明記され「勢やけ そこで嘉納は、 嘉納は天神真楊流と起倒流柔術などを学び、明治十五年に講道館柔道を創始した。当初 柔道の乱取では相手を〝仰向けに倒す〞、しかも〝ハズミ〞をもって倒すこ

このことは、背負投の発展過程から読み取れる。

柔術では、背負って投げる際には腕をつ



資料 3-7 掌を下にした「背負 投」(『柔術生理書』)

防が出来るように工夫したのである。

また安全面においても、

嘉納は稽古衣に改良



資料 3-6 天神真楊流柔術の 「背逐投」(『天神真楊流極意教 授図解』)

とである。

化は、明治二十年代から三十年代にかけてのこ

ることを「一本」としたのである。こうした変

与え、かみ、

投げた後で留めを刺すという捕縛の意味掌を上にして背負い肘関節にダメージを

が強かった (資料3-6、

<u>7</u>

しか

では掌を下にして背負い、

相手を仰向けに

· 投げ 柔道

を新たにこしらえて、お互いが向かい合って攻れたものといえる。これに対し、嘉納は抑込技はあったが抑込技はなかった。柔術は捕縛技とはあったが抑込技はなかった。柔術は捕縛技と関節技

短袖短袴を着

を加える。

柔術乱捕においては、



資料 3-8 富士見町時代の稽古 (講道館蔵)

なり、 であっ 用 初めには作りの練習に重きを置き、 ことを掛けという。 えることを作りといい、又作られた姿勢に対し、 勢であるとした。 の姿勢で行い、この姿勢は変化もしやすくまた疲れない姿 どの手技が思う存分発揮できるようになったのである。 下穿も膝下三寸と規定され、 下富坂道場二百七畳での稽古では下穿も膝が隠れるように 下穿は短いが上着は肘が隠れるほどの長さにした。そして、 嘉納は安全性を考慮して、上二番町 技の掛り易いように対手の身体を崩し、 したために肘や膝の怪我が絶えなかった。これに対 乱取を行う際の留意点として嘉納は、基本姿勢は自然体 明治四十一年には、 たが、 明治十九年からの富士見町道場での稽古では、 同時に「作り及び掛け」 乱取を修行する際、 袖は一握り出来るくらいにし、 怪我も減り、 初期 後には掛けの練習に力 殊に投技に於ては、 の頃 が必要であ 自分の身体を構 背負投や体落な は 短 技を施す い稽古着 ŋ

嘉

納は講道館を創設すると、

講道館における諸行事を次々と整備していく。

などが行われ始めたのは明治十七年(一八八四)頃である。 の誓文が作られて入門帳には署名と血判をするようになる。

五箇条の誓文(次頁資料3―9)

しなければならない誓文であり、

また、鏡開式や月次試合、

寒稽古 五箇条

例えば、

講道館に入門して柔道修行を始めようとする者が必ず誓約

十七年に作成された入門帳の巻頭に掲げられたものである。

崩し として体さばきや崩しが位置づけられているのである。 を注ぐことを得策とする」⑴ と述べてい 乱取では「作りと掛け」が必要であり、 てから掛けることが必要とされたのである。

相手を押したり引いたり、 それゆえ、

種々の手段を尽くして、

現代の柔道においても、

基本動作

講道館柔道の行事と整備

五箇条の誓文の内容 3

止 めた者は省かれ、 明治十七年の署名時には、講道館では二十名前後の修行者がいたようであるが、 明治十五年にさかのぼって署名された者は、 富田常次郎、 樋口誠康、 途中稽古を

第三章

明治

は、

105